

## 議案第7号

### 法恩寺山有料道路の料金の変更に同意することについて

福井県道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の規定により許可を受けた法恩寺山有料道路の料金を、令和元年10月1日からの消費税率引上げ見込に伴い次のとおり変更し、令和元年10月1日から実施することについて同意したいので、同法第16条第2項の規定により議会の議決を求める。

ただし、料金の変更については、令和元年10月1日からの消費税率引上げが決定した場合にのみ実施されるものであり、実施されない場合はこの同意は無効とする。

### 記

#### 1 料 金

(変更前)

(通行1回当たり単価：円)

車種区分	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽車両等
料金の額	410	630	1,470	40

(変更後)

(通行1回当たり単価：円)

車種区分	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽車両等
料金の額	410	640	1,500	40

令和元年5月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

#### 提案理由

法恩寺山有料道路の料金を変更することについて同意したいので、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき、この案を提出する。